|  |  |
| --- | --- |
| 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会（第１回）　会議録 | |
| 日　　時 | 令和元年１２月３日（火）午後３時～４時20分 |
| 開催場所 | 泉区役所１階　１Ａ会議室 |
| 出 席 者 | １　選定委員  泉委員、浦委員、近藤委員、村井委員、山田委員  ２　事務局  　　松浦福祉保健センター長、斎藤福祉保健課長、鈴事業企画担当係長、  事業企画担当職員２名 |
| 欠 席 者 | なし |
| 開催形態 | 一部非公開（傍聴者なし） |
| 議　　題 | １　委員長及び職務代理者の選出について  ２　会議の公開・非公開の決定について  ３　申請要項の審議・決定について  ４　選定方法について   1. 評価基準項目 2. 財務状況に関する評価方法 3. 選定基準の設定等   ５　選定までのスケジュールについて |
| 決定事項 | １　委員長に村井委員を選出、職務代理者に泉委員を指名  ２　議題３から５について非公開、また、第２回選定委員会についても非公開と決定  ３　申請要項及び関係書類について、事務局案を一部修正して承認・決定  ４　選定方法（評価基準項目・財務状況に係る評価方法・選定基準の設定等）について、事務局案どおり決定  ５　選定までのスケジュールについて、事務局案どおり決定 |
| 議　　事 | １　委員長及び職務代理者の選出について  　　事務局から、横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱（資料1-1）に基づき、委員長の選出及び職務代理者の指名について説明し  た。  <決定事項>  村井委員が委員長として選出され、職務代理者に泉委員が指名された。  ２　会議の公開・非公開の決定について  　　事務局から、横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第９条（会議の公開）等について確認した上で、公平かつ円滑な議事運営が阻害されることなどの理由から、議題３「申請要項の審議・決定」以降の議事と第２回選定委員会（プレゼンテーション及び審査）について非公開とする提案をした。  <決定事項>  案のとおり決定された。  ３　申請要項の審議・決定について  　　事務局から、申請要項等の改正内容（資料2-1）、申請要項案（資料2-2）申請関係書類案（資料2-3）について説明した（横浜市泉区社会福祉協議会を候補者とすることを前提とする非公募による選定であることを含む）。  　　　　委員：事業計画書については、表や写真、図等を使用してもよいこと、  　　　　　　　各項目の枠の大きさは適宜変更してもよいことを明記した方  　　　　　　　がよい。  　　　事務局：申請関係書類の中で明記します。  <決定事項>  　　申請関係書類について、一部修正を行うこととした。  ４　選定方法について  　(1) 評価基準項目  事務局から、評価基準項目に関する見直し事項（資料3-1）、評価基準項目案（資料3-2）について説明した。  　　 委員 ：前期の実績については、どのように評価するのか。  　　 事務局 ：評価を行うための資料を、所定の書式により事務局でご用意い  たします。どこを評価していくのかという点については、現在、市全体で検討しているところです。  　　　 委員 ：地域ケアプラザの指定管理者選定にあたっては、常勤職員の充足率に関する評価項目があったが、福祉保健活動拠点については同様の項目はないのか。  　　 事務局 ：福祉保健活動拠点に関してはありません。  　　　 委員 ：拠点の多目的研修室は稼働率が高くなかなか利用することができないが、空き状況をその都度直接見に行ったり、電話で確認したりしなければならない。地域ケアプラザや福祉保健活動拠点について、横浜市としてwebでの照会や予約を行うことができるシステムを構築していくというような考えはあるのか。  　　 事務局 ：地域ケアプラザや福祉保健活動拠点は、他の市民利用施設とは一線を引いている部分があると思います。まず保健や福祉に関する活動でなければ利用することができません。利用料を払わずに利用できるということから必ず団体登録をしていただいており、むしろ施設側で団体の審査をさせていただいているというところがあるために、webでのアクセシビリティについてはあえて良くはされていないところがあるのではないかと考えております。ただ、ＩＤを配るなど方法は考えられると思うので、情報に対するアクセスが良いかどうかという点について評価項目として加えられるか確認・検討します。  <決定事項>  情報に関するアクセスに関する項目については後日検討した結果、今回は加えないこととし、評価基準項目については案のとおりとした。  　(2) 財務状況に関する評価方法について  　事務局から、（資料４）により、財務状況に係る評価方法について、委員会として次の２つのうちいずれかを選択する必要がある旨説明した。  （選定方法）  健康福祉局による外部評価の結果を参考として、  ア　財務に関する有識者による評価を選定委員会としての評価とする。  イ　財務に関する有識者が評価し、その評価結果及びその評価をつけた  理由を委員会で共有する。他の選定委員はその評価結果及び評価理由  を参考として、各自評価を実施する。  委員 ：財務状況に係る評価方法について、委員会として２つの方法のうちどちらかを選択することとなった経緯を教えてほしい。  事務局 ：これまでは、財務状況に関する評価方法について、市としての基準がなかったため、この２つ以外の方法でもよく、泉区ではたまたまイの方法を選択していました。今回市として一律に２つの評価方法のうちいずれかを選択して基準を合わせることとしたものです。  <決定事項>  選定委員会として、上記イを選択することとした。  　(3) 選定基準の設定等について  事務局から、選定基準の設定等について（資料５）により説明、提案した。   * 選定にあたっては、各評点の合計点により評価することとし、最低制限基準は評価基準項目１～６までの配点の６０％とする。 * 最低制限基準に満たない場合は、選定委員会が付託した意見に対する資料の提出をもって、再度選定を行うこととする。   <決定事項>  案のとおり決定された。  ５　選定までのスケジュールについて  　　事務局から、選定までのスケジュール案（資料６）について説明した。  <決定事項>  案のとおり決定された。  なお、第２回選定委員会は、令和２年４月８日（水）または10日（金）に開催することとなった（別途行っている区内５地域ケアプラザの指定管理者選定に関する応募状況をふまえて決定する）。 |
| 特記事項 | ・指定管理者申請要項及び申請関係書類は泉区のＨＰに掲載する。  ・委員会の議事録は泉区のＨＰに掲載する。 |
| 資　　料 | 資料１－１　横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱  資料１－２　横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者の候補者の選定に関する要綱  資料２－１　第４期福祉保健活動拠点指定管理者申請要項等の改正内容について  資料２－２　横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項（案）  資料２－３　横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者申請関係書類（案）  資料３－１　福祉保健活動拠点評価基準項目に関する見直しについて（案）  資料３－２　横浜市泉区福祉保健活動拠点評価基準項目案（案）  資料４　　　財務状況に係る評価方法について  資料５　　　選定基準の設定等について（案）  資料６　　　泉区福祉保健活動拠点　第４期指定管理者選定までのスケジュール（案） |